３　前二項の規定は、リスク分担型企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「加入者（リスク分担型企業年金の加入者を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「リスク分担型企業年金の加入者（以下この項において「加入者」という。）」と、「確定給付企業年金法施行規則第四十五条第二項に規定する標準掛金額をいう。以下この項及び次項並びに次条」とあるのは「確定給付企業年金法施行規則第四十六条の三第一項の計算されることとなる標準掛金額（同条第二項第一号又は第三号に基づく変更を行った場合は当該変更後の額）をいう。以下この項及び次項」と、同項各号中「将来の給付に要する費用」とあるのは「調整前の将来の給付に要する費用」と読み替えるものとする。

（簡易な基準に基づく確定給付企業年金等の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法）

第四条　確定給付企業年金法施行規則第六十五条に規定する簡易な基準に基づく確定給付企業年金又は前条の算定方法による他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働大臣が認める確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額は、同条の規定にかかわらず、直近の財政計算（当該確定給付企業年金がリスク分担型企業年金である場合にあっては、同令第四十六条の三第一項の規定による掛金の額の計算又は同条第二項第一号若しくは第三号の規定によるリスク分担型企業年金掛金額（同令第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額をいう。第十二条第一項第二号において同じ。）の再計算をいう。以下この条において同じ。）の計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。以下この条及び附則第二条第一項において同じ。）における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額（当該確定給付企業年金がリスク分担型企業年金である場合にあっては、同令第四十六条の三第一項の計算されることとなる標準掛金額（同条第二項第一号又は第三号の規定による変更を行った場合は当該変更後の額）を当該財政計算の計算基準日における加入者の数で除した額を一月当たりの額に換算した額とする。

（確定給付企業年金の加入者負担分の除外）

第五条　確定給付企業年金法第五十五条第二項の規定により掛金の一部を負担している加入者に係る他制度掛金相当額の算定については、同項の規定により加入者が負担する掛金は零であるものとして前二条の規定を適用する。

（確定給付企業年金における掛金の控除を行う場合）

第六条　確定給付企業年金法第六十四条第一項の規定による掛金の控除を行う事業主等（同法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。以下同じ。）の確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額の算定については、同法第六十四条第一項の規定により控除しなければならない額は零であるものとして第三条及び第四条の規定を適用する。

（私立学校教職員共済制度の加入者等に係る他制度掛金相当額の算定方法）

第七条　次の各号に掲げる者に係る他制度掛金相当額は、第三条第一項第三号及び第四条（第三条第一項第三号の算定方法による他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働大臣が認める場合に限る。）の算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める額とする。

一　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

二　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（石炭鉱業年金基金が同法第十八条第一項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。）

（存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額の算定方法）

第八条　加入員に係る他制度掛金相当額は、次の各号に掲げる標準掛金額（整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二条第三項に規定する標準掛金額をいう。以下この条において同じ。）の計算に用いた財政方式（経過措置政令第三条第二項の規定に基づき、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように掛金の額を計算する方式をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一　加入年齢方式（特定の年齢で存続厚生年金基金に加入する者であって標準的な加入員として厚生労働大臣が認める者（以下この号において「標準的な加入員」という。）に係る将来の年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用（整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二条第三項に規定する年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用をいう。以下同じ。）に充てるための標準掛金額を計算する財政方式をいう。）　次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除した額を一月当たりの額に換算した額

イ　標準的な加入員に係る将来の年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用（改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十二条第二項に規定する額に要する費用を除く。次号イにおいて同じ。）の予想額の現価に相当する額

ロ　一円に標準的な加入員の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額

二　開放基金方式（加入員及び加入員となる者に係る将来の年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に充てるための標準掛金額を計算する財政方式をいう。）　次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除した額を一月当たりの額に換算した額

イ　加入員及び加入員となる者に係る将来の年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用の予想額の現価に相当する額

ロ　一円に加入員及び加入員の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額

三　前二号に掲げる財政方式以外の財政方式　前二号の算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定した額

２　前項各号に掲げる額の算定に用いる基礎率（整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二条第一項に規定する基礎率をいう。以下この項において同じ。）は、直近の標準掛金額の計算に用いた基礎率と同一のものとする。

（存続厚生年金基金における掛金の控除を行う場合）

第九条　経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十九条の四第一項の規定による掛金の控除を行う存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額の算定については、同項の規定により控除しなければならない額は零であるものとして前条の規定を適用する。

（共済掛金相当額の算定方法）

第十条　共済掛金相当額は、第三条第一項第三号及び第四条（第三条第一項第三号の算定方法による他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働大臣が認める場合に限る。）の算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める額とする。

（端数計算）

第十一条　他制度掛金相当額を算定する場合において、その算定した額に五百円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときは、これを千円に切り上げるものとする。

２　前項の規定は、他制度掛金相当額及び共済掛金相当額を算定する場合について準用する。

（他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の再算定）

第十二条　次の各号に掲げる者についてそれぞれ当該各号に定める場合においては、当該者に係る他制度掛金相当額を再度算定するものとする。

一　加入者（リスク分担型企業年金の加入者を除く。）　確定給付企業年金法第五十八条第一項若しくは第二項又は第六十二条の規定により掛金の額が再計算された場合